

会 議 記 録				
会 議 の 名 称	議 会 運 営 委 員 会			会 議 場 所 第 3 委 員 会 室 担 当 職 員 三 宅
日 時	平 成 2 3 年 9 月 3 0 日 (金 曜 日)			開 議 午 後 1 時 3 0 分
				閉 議 午 後 2 時 1 0 分
出 席 委 員	◎ 明 田 ○ 日 高 並 河 中 村 馬 場 菱 田 湊 吉 田 西 口 議 長 副 議 長 < 井 上 >			
事 務 局 出 席 者	(事 務 局) 今 西 局 長 藤 村 次 長 阿 久 根 係 長 八 木 主 任 三 宅			
傍 聴	可 ・ 否	市 民 1 名	報 道 関 係 者 名	議 員 1 名 (酒 井)

会 議 の 概 要

明田委員長 あいさつ 開議

[栗山市長、竹井企画管理部長入室]

1 追加議案

第 5 3 号 議 案

[栗山市長説明]

[栗山市長、竹井企画管理部長退室]

～ 1 3 : 3 5

2 9月定例会閉会日（10月4日）日程等について

[今西局長説明]

(1) 会議予定 午前 10 時～

- 【本会議】追加議案提案、質疑、付託
- 【総務文教常任委員会】議案審査
- 【各常任委員会】委員長報告確認
- 【決算分科会委員長会議】委員長報告等確認
- 【議会運営委員会】【幹事会】
- 【会派会議】
- 【本会議】議案採決・人事議案採決
- 【全員協議会】議会報告会事務打合せ
- 【広報広聴特別委員会】議会だより編集

(2) 議事日程

[今西局長説明]

※諸報告 監査結果報告

- 第 1 第 5 3 号 議 案 (提 案 理 由 説 明 、 質 疑 、 付 託)
- 第 2 報 告 第 1 号 、 第 1 号 議 案 か ら 第 5 3 号 議 案 ま で (委 員 長 報 告 ～ 表 決)
- 第 3 附 帯 決 議 案 に つ い て (提 案 理 由 説 明 ～ 表 決)

- 第4 請願について（質疑、討論、表決）
- 第5 意見書について（質疑、討論、表決）
- 第6 議員の派遣について

※追加日程

※市長あいさつ

<今西局長>

追加日程については、人事案件2件、また市長の任期最後であるため、先例に基づき、最後に市長からあいさつを受ける。長時間の日程となっているため、状況を見て、議長の判断により日程第3と第4の間に15分間の休憩をとっていただく。

(3) 日程第1 第53号議案について

[明田委員長説明]

○提案理由説明

○質疑

○付託

付託先：総務文教常任委員会※付託表は議席配付

○日程第1終了後休憩

(4) 附帯決議について

[今西局長説明]

①国保補正（別紙No.1）

○発議者の決定

○議事の流れ：提案理由説明、質疑、討論、採決

②一般会計決算（別紙No.2）

③国保会計決算（別紙No.3）

④簡水会計決算（別紙No.4）

○発議者：決算特別委員長

○提案理由説明、質疑、討論：省略

<明田委員長>

①の発議者をどのように取り扱うか。

<西口委員>

各会派の幹事長としたいが、改革かめおかは幹事とさせていただきたい。

<湊委員>

発議者となる。

<馬場委員>

発議者となる。

<日高副委員長>

発議者となる。

<明田委員長>

改革かめおかは西口委員が発議者となり、そのほかは各会派幹事長とする。

<今西局長>

①の提案理由説明は誰が行うか。慣例では最大会派の幹事長となるが、今回は幹事長は発議者とならないので協議願う。

<西口委員>

第2会派の幹事長で。

<湊委員>

了

<明田委員長>

そのように取り扱う。

(5) 意見書について

[今西局長説明]

○7件 (別紙No.5～11)

○発議者の決定

・別紙No.5

<明田委員長>

これまでの経過から各会派の幹事長としたい。

<了>

・別紙No.6

<明田委員長>

各会派幹事長としたいが。

<馬場委員>

上から5行目「さらに～いわざるを得ない。」については、現在の状況とあわないため異論がある。この部分を除けば賛同する。

<湊委員>

賛同してもらえるなら、この部分を削ってもよいのでは。

<了>

・別紙No.7

<明田委員長>

会派の意見としてどうであるか。

<西口委員>

内容としては了であるが、会派内で検討して返答する。

<湊委員>

発議者となる。

<馬場委員>

検討して返答する。

<日高副委員長>

検討して返答する。

<明田委員長>

本日午後5時までに事務局まで報告願う。

<了>

・別紙No.8

<明田委員長>

会派の意見としてどうであるか。

<西口委員>

発議者とならない。

<湊委員>

発議者とならない。

<馬場委員>

発議者となる。

<日高副委員長>

発議者とならない。

・別紙No.9

<明田委員長>

会派の意見としてどうであるか。

<西口委員>

検討する。

<湊委員>

文章の最後、「求める。」を「各政党間の協議の上、早期の決定を求める。」に文言訂正を願う。また送付先について、内閣総理大臣、衆参両議長を追加願う。そのうえで発議者となる。

<馬場委員>

訂正したうえで発議者となる。

<日高副委員長>

検討する。

・別紙No.10

<明田委員長>

会派の意見としてどうであるか。

<西口委員>

発議者とならない。

<湊委員>

発議者とならない。

<馬場委員>

発議者となる。

<日高副委員長>

発議者とならない。

・別紙No.11

<明田委員長>

会派の意見としてどうであるか。

<西口委員>

発議者とならない。

<湊委員>

発議者とならない。

<馬場委員>

発議者となる。

<日高副委員長>

発議者とならない。

(6) 議員の派遣について

[今西局長説明]

○都市問題会議

10月5日～7日、鹿児島市、

小島議員・福井議員・湊議員・吉田議員・立花議員・山本議員出席

○京都府市議会議長会

11月9日、京都市、副議長出席

(7) 討論通告期限

[明田委員長説明]

9月30日[本日]午後4時まで

第53号議案のみ、10月4日[閉会日]議会運営委員会まで

3 審議会委員等の推薦について

[明田委員長説明]

- 亀岡市民生委員推せん会委員（2名）【環境厚生常任委員】
酒井議員、竹田議員（継続）

4 次会定例会日程について

[今西局長説明]

- 日程案（別紙No.12）

<今西局長>

人事院勧告の内容により、一般職員の給与に関する条例の改正が懸念される。その場合は、12月の前に臨時会を招集される場合があるので承知置き願う。

<吉田委員>

臨時会を開く可能性があるなら、なぜ11月30日に開会する必要があるのか。また一般質問まで日を空け、常任委員会を同時開催するような日程案にするのか。

<今西局長>

市長日程の関係上、開会日は30日となった。一般質問の日程を前におくと中途半端なものとなる。

<吉田委員>

人事院勧告によるボーナスの改定を行う場合は12月1日が基準であるため、30日までの開会も理解するが、臨時会を開会するのなら、30日に開会する必要はない。理由をききたい。

<今西局長>

30日に開会し、その日に議案付託、審議という両睨みの意味合いも含まれているが、他の関連する議会に影響することであり、臨時会開催と両方の調整ができるような日程案としたもの。中途半端は承知したものである。

<了>

5 議会報告会について

[明田委員長説明]

- 9月定例会報告分：平成23年11月18日（金）午後8時～

会場：古世総合センター、大井生涯学習センター、
東つつじヶ丘ふれあいセンター

事務打合せ：10月4日（閉会日）本会議終了後

- 12月定例会報告分：平成24年2月10日（金）午後7時30分～

会場：総合福祉センター、宮川公民館、千歳町自治会館

6 その他

<今西局長>

別紙No.2について一部字句訂正をしており、確認を願う。また、広報広聴特別委員会から、「議会報告会」のタイトルは固いイメージがあるので、サブタイトルをつけてはどうかと検討されている。その方向でよいのか確認願う。

<明田委員長>

広報上のサブタイトルについてである。「市民と語る会」というサブタイトルが、広報広聴特別委員会の意見である。

<吉田委員>

議会基本条例の改正は必要ないのか。

<今西局長>

「議会報告会」という名称はそのままであり、より理解しやすいようにするためのサブタイトルであるため、問題ないと認識している。

<了>

<明田委員長>

以上をもって散会する。

散会～14：10